

質問回答書

案件名：企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業

管理番号	該当箇所	質問事項	回答
1	公募要領・P8	「8 契約手続きについて」の(2)に「契約金額の支払いについては、精算払いとします。」との記載がありますが、こちらの「精算払い」の意味についてご教示ください。「精算払い」とは、「前払いや中間払いはなく、契約期間終了後の一括払いであること」を指しているという理解でよろしいでしょうか。 また、支払額は契約金額に基づいて支払われるものであり、実際に発生した経費や領収書等に基づき支払額を確定する実費精算方式ではないという理解でよろしいでしょうか。	「精算払い」については、お見込みのとおり、事業終了後の一括払いを指しております。 また、支払額は契約金額になります。 具体的には、本業務の契約期間終了日（令和9年3月19日（金曜日））までに業務を完了して、仕様書に記載の実績報告書や業務に関して作成した成果物をご提出いただき、大阪府の完了検査を受けていただきます。検査合格の通知を受けた後、大阪府に対して契約金額の支払を請求いただき、大阪府が契約金額をお支払いする流れとなります。
2	該当なし	契約書案をご提示いただくことは可能でしょうか。	大阪府総務部契約局が示している「委託役務契約書 調査業務」をベースに契約書を作成します。 共通／契約書／大阪府（おおさかふ）ホームページ < https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/enyuusatsu/e-keiyaku.html >